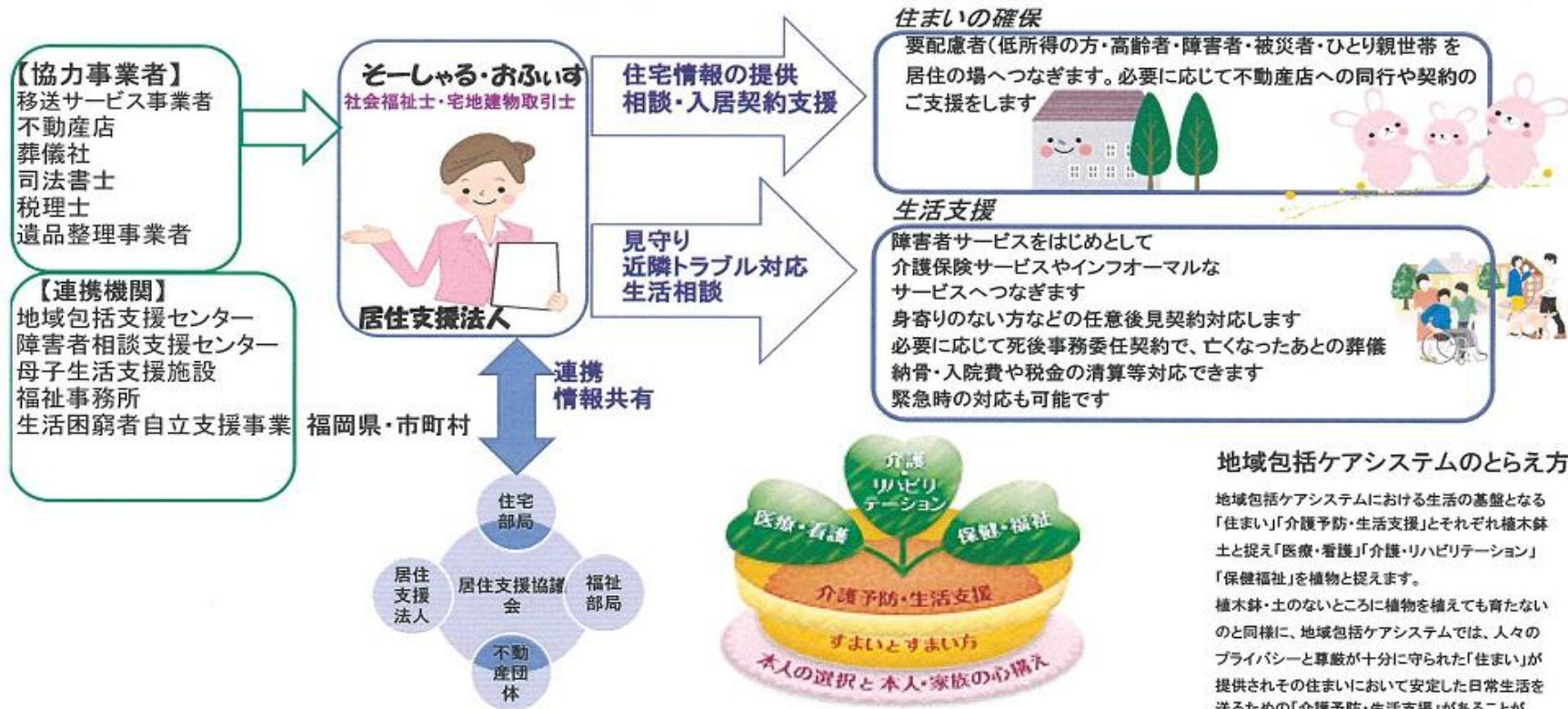


住宅セーフティネット法改正～

福岡県指定 居住支援事業の概要 (新しい制度では、領域を問いません。どなたでもご相談いただけます)



平成29年10月に改正された新しい「住宅セーフティネット法」では、住宅確保要配慮者の居住支援は都道府県が指定することで居住支援法人として家賃債務保証や要配慮者への情報提供・相談、見守りなどを実施することができるようになりました。

そーしゃる・おふいすの事業は、福岡県の指定を受け国土交通省から採択されております。



TEL:0949-28-8102

〒811-3408 福岡県宮若市本城405番地